



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第4号（文書閲覧号）
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1988, 4, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78814
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第4号

1988年12月1日

(文書閲覧号)

吐魯番出土文物研究会

【はじめに】

既に第2号にも記しておいたように、昨年に引き続いて本年も、大会の期間中に龍谷大学大宮図書館において、大谷文書を閲覧する機会を得た。本年は8月26日(金)の一日だけで、十分な時間がなかったため、閲覧する文書は5800番台の、いわゆる周氏一族文書中の納税抄類に限定した。この文書群を選んだのは、本大会における關尾の報告「唐代の「返抄文書」について」(要旨については、第2号、参照)において、この文書群に対する再検討の必要性が提起されたためである。なお閲覧に際しては、池田温『中国古代籍帳研究－概観・録文－』(東京大学出版会、1979年。以下、『籍帳研究』と略記)の釈読を参考にした。実際には時間の関係もあって、納税抄類のなかのごく一部について閲覧・検討したにとどまったが、いくつかの知見を得たので、『籍帳研究』との異同を中心に、以下に紹介しておきたい。

☆

☆

☆

☆

★大谷5804号文書(『籍帳研究』189-1、437頁)

この5804号文書から5810号文書までは、連貼した状態で一枚の台紙によって裏打ちされており、台紙の右上には「Turfan (G) 12」、左上には「Turfan 2」と記されている。このうち後者は橘瑞超師の筆跡の可能性もあるので(片山章雄説)、あるいはこの裏打ち自体も、1916、17年頃に旅順で橘師が行なったのかもしれない。またこの「Turfan 2」とは、吐魯番二堡、すなわち哈拉和卓のことであろうか。

前欠のため、「典蘇安?抄?」という一行四字のみ。「蘇安」の二字のみ別筆とは認められない。

★大谷5805号文書(『籍帳研究』189-2、437頁)

全三行。一行目の「別?」字の下方に、もう一字あるも判読不能。二行目の「井」字の下方も一字のみならず、二字以上の存在が想定できる。

三行目の文末は、「抄」字の下に「—」が認められない。

★大谷5806号文書(『籍帳研究』189-3、437頁)

全三行。二行目下方の判読不能部分は、前後の意味からして「某月某日」ということになるが、その一字目は「四」字もしくは「五」字と考えられる。

★大谷5807号文書(『籍帳研究』189-4、438頁)

全二行。

★大谷5808号文書(『籍帳研究』189-5、438頁)

『籍帳研究』では、この189-5と後続の189-6は、等しく5805号とさ

れているが、この189-5は、189-4と189-6の接合部分の上に貼付されている。したがって、189-6とは別の文書であるのみならず、連貼されたこの文書群のなかでも特異の位置を占めていると考えるべきものである。

全一行。

★大谷5808号文書（『籍帳研究』189-6、438頁）

この文書が189-5とは全く別の文書であることは述べたが（ただし、文書番号については勝手に変更する資格を有していないので、そのままにしておく。以下、同じ）、この文書は直接に後続する189-7と同一紙面上に書写されている（従来接合されたと考えられてきた箇所は、単なる紙の折目にすぎないことが判明した）。したがって、この189-6と189-7に共通の文書番号が付されるべきであろう。

全二行（ただし、189-7と合わせて全五行）。一行目冒頭の「祝子」の二字は書き間違えた文字の上に書写されているが、「子」字の下は「生」字のようにみえる。あるいは本来「周祝子」と書くべきところを、誤って「周通生」と書いてしまったのだろうか。

★大谷5809号文書（『籍帳研究』189-7、438頁）

全三行（ただし、189-6と合わせて全五行）。二行目下方の「□治」は別筆とは認められず。むしろ三行目下方の「竹果」が別筆。

三行目の「両戸錢 汜目政」は朱の別筆であるが、「両戸錢」の部分は、あるいは「両上戸錢？」とも判読できる。

★大谷5809号文書（『籍帳研究』189-8、438頁）

『籍帳研究』では、直前の189-7とともに一括して5809号文書とされているが、両者の間には明らかに接合された形跡があるので、この189-8は、189-7とは異なった文書番号が付されるべきであろう。

全二行。

★大谷5810号文書（『籍帳研究』189-9、438頁）

全四行。『籍帳研究』は全三行とするが、三行目の「□□□ 竹果」（いずれも前の二行とは別筆）は二行に互っていたと判断できる。すなわち三行目は、「□□□ □」という判読不能の四字（押署）、四行目は「竹？果？」という二字（押署）である。

また紙面左側に余白部分が認められる。

★大谷5811号文書（『籍帳研究』196、441頁）

「Turfan(G)3」と記された台紙により、単独で裏打ちされている。なお『籍帳研究』に記す接合の形跡は認められない。

全三行。そのほか、紙面後方に天地を逆にして二行の備忘があるが、その一行目末尾の「文」字の存在は認められない。

★大谷5812号文書（『籍帳研究』192-4、439頁）

この5812号文書から5815号文書までは、一枚の台紙によって裏打ちされており、台紙には「Turfan(G)4」と記されている。

全二行。

★大谷5813号文書（『籍帳研究』207-1、446頁。本文書はいわゆる納税抄ではないので省略）

★大谷5814号文書（『籍帳研究』192-10、440頁）

全三行。

★大谷5815号文書（『籍帳研究』192-9、440頁）

全五行。

★大谷5816号文書（『籍帳研究』192-3、439頁）

この5816号文書から5821号文書までは、一枚の台紙によって裏打ちされており、台紙には「Turfan(G)5」と記されている。

全二行。一行目「寧戎郷」と「周祝子」の間に一字分の空欄は存在せず、また「祝」字の右側には墨点の存在が認められる。

★大谷5817号文書（『籍帳研究』192-6、439頁）

全一行。

★大谷5818号文書（『籍帳研究』192-1、439頁）

『籍帳研究』では、一〇点の文書を192「唐開元二九～天寶三載（741～744）西州高昌縣周祝子・周通生等納税抄」とし、各文書が全て接合されていたとするが、冒頭におかれたこの5818号文書以下、いずれも断片で現存しており、接合されていた形跡は認めがたい。

全四行。『籍帳研究』は三行目のみを別筆とするが、四行目も別筆。ただし三行目と四行目は異筆であり、この文書には三名の筆跡が認められることになる。

★大谷5819号文書（『籍帳研究』192-7、439頁）

全三行。

★大谷5820号文書（『籍帳研究』192-5、439頁）

全二行。紙面前方に余白が認められる。

★大谷5821号文書（『籍帳研究』192-2、439頁）

全二行。紙面後方に余白が認められる。

★大谷5822号文書（『籍帳研究』193-3、440頁）

この5822号文書はつぎの5823号文書と一括して、裏打ちが施されており、台紙には「Turfan(G)6」と記されている。

全二行。

★大谷5823号文書（『籍帳研究』193-2、440頁）

全二行。

★大谷5824号文書（『籍帳研究』202-3、443頁）

単独で、「Turfan(G)7」と記された台紙によって裏打ちされている。

全三行。二行目下方の「明國抄」と、三行目の「見人張奉賓」が別筆だが、この両者の間でも異筆。それぞれ本人が自署したのであろう。

★大谷5825号文書（『籍帳研究』203-1、444頁）

この5825号文書から5828号文書までは、連貼した状態で一枚の台紙によって裏打ちされており、台紙には「Turfan(G)8」と記されている。また5825号文書の右端に別紙断片が貼付されており、その紙背には「口状上」の三文字が認められる。したがって、正確には五点ということになる。この断片にも文字が認められる以上、新たに文書番号が付されるべきであろう。

全二行。紙面後方に余白が認められる。

紙背一行。上部に「范忠敏」、下部にも「口忠敏」とあるが、いずれも紙表とは別筆である。

★大谷5826号文書（『籍帳研究』203-2、444頁）

全六行。四行目：「看」→「署」、「懸」→「縣」、「五口」→「五伯？」

★大谷5827号文書（『籍帳研究』203-3、444頁）

全二行。

★大谷5828号文書（『籍帳研究』204、444頁）

全三行。二行目：「兮？」→「号？」

（以上）

※大谷文書の閲覧に際しては今回も、龍谷大学大宮図書館の西山信行氏と、同大学仏教文化研究所の北村高氏に種々のご配慮をいただいた。記して謝意を表したい。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会（The Research Society for Turfan Relics）